

江東区ホームページ広告取扱業務仕様書

1 目的

江東区が管理する江東区ホームページ（以下「区ホームページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、江東区広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

江東区ホームページ広告取扱業務

(2) 業務内容

区ホームページへの広告の掲載等を行うにあたり必要となる広告主の募集、選定、及び広告等の取りまとめ等の業務

(3) 業務期間

令和6年4月1日から ※

※実施期間を1年間とし、区または広告代理店のいずれかより期間満了日の3か月前までに書面による申し出がない限り、令和8年3月31日まで、1年間の自動更新とする（最大業務期間：24か月）

3 広告の規格等

(1) 広告の種類

広告の種類は、バナー広告（画像広告）とする。

(2) 広告の規格

広告の規格および枠数等は、原則として次のとおりとする。

① 大きさ 縦67ピクセル 横185ピクセル

② 枠数 15枠

③ ファイル形式等 静止画像（JPEGまたはGIF※透過GIF・GIFアニメーションは不可）

④ 容量 32キロバイト以下

⑤ 代替テキスト「広告：広告掲載事業者名」

(3) 広告の位置

広告の位置は、原則として次のとおりとする。

区ホームページトップページ <https://www.city.koto.lg.jp> 下段

※区ホームページのリニューアル等により、トップページを含むページのデザインが変わる可能性がある。

(4) 広告の表現

広告の禁止表現及び制限事項については、次の具体事項を参考にすること。なお、以下は例示であり、これに規定のない場合も、要綱第7条の規定を遵守すること。

①禁止表現の具体例

- ・「江東区観光情報」、「職員採用情報」などの表現、区章やシンボルマークの使用など、閲覧者が区に関する情報と錯誤するものまたはそのおそれのあるもの
- ・入力できるように見えるテキストボックスや、選択が可能であるように見えるラジオボタン、プルダウンメニューなど、実際には機能しないものを機能するように見せているもの
- ・「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などの操作手順を示すボタンを模した表現など、閲覧者の意思に反した動きをするもの

②制限事項の具体例

- ・文字色と背景色のコントラスト（明度差）は充分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。
- ・文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。
- ・彩度の強すぎる配色などは避け、区ホームページの品位等を損なうことのないようにすること。
- ・その他、広告の表現、配色等については、区の指示に従うこと。

4 広告掲載までの流れ

(1) 広告主および広告内容の審査

広告代理店は、広告主の選定および広告の内容について、要綱ならびに関係法令を遵守するとともに、事前に区の審査を受けること。

(2) 広告原稿の提出

原則として掲載等開始日の10日前までにCD-R等の電子記録媒体による持ち込み又は電子メールにより行うこと。

また、広告の表現及び内容等について、区が修正を指示した場合は、速やかに訂正の上、再提出すること。

(3) 広告の掲載

広告の掲載及び削除については、区が行う。また、広告を掲載する期間は、1月を単位とする。

(4) リンク先の変更

広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、電子メールにより江東区に報告すること。

(5) その他

上記に規定のない項目については、区の指示に従うこと。

(6) 留意事項

①業務期間はもとより業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密等の取り扱いについて厳守すること。

②本業務仕様書に定めのない事項については、区と協議するものとする。

5 広告料等

(1) 広告代理店は、広告の募集等にあたり、広告主との間で契約を締結し、報酬等を受領できる。

(2) 広告代理店は、区ホームページが有する広告価値を利用する対価として、広告料を区に納入すること。